

協同組合タッケン美術展示館(青森市民美術展示館)の使用申込について

1 施設の概要

(1)施設の場所

青森市柳川一丁目一番五号(JR青森駅東口駅ビル4階)

(2)施設情報

○開館時間

9:00~20:00

○休館日

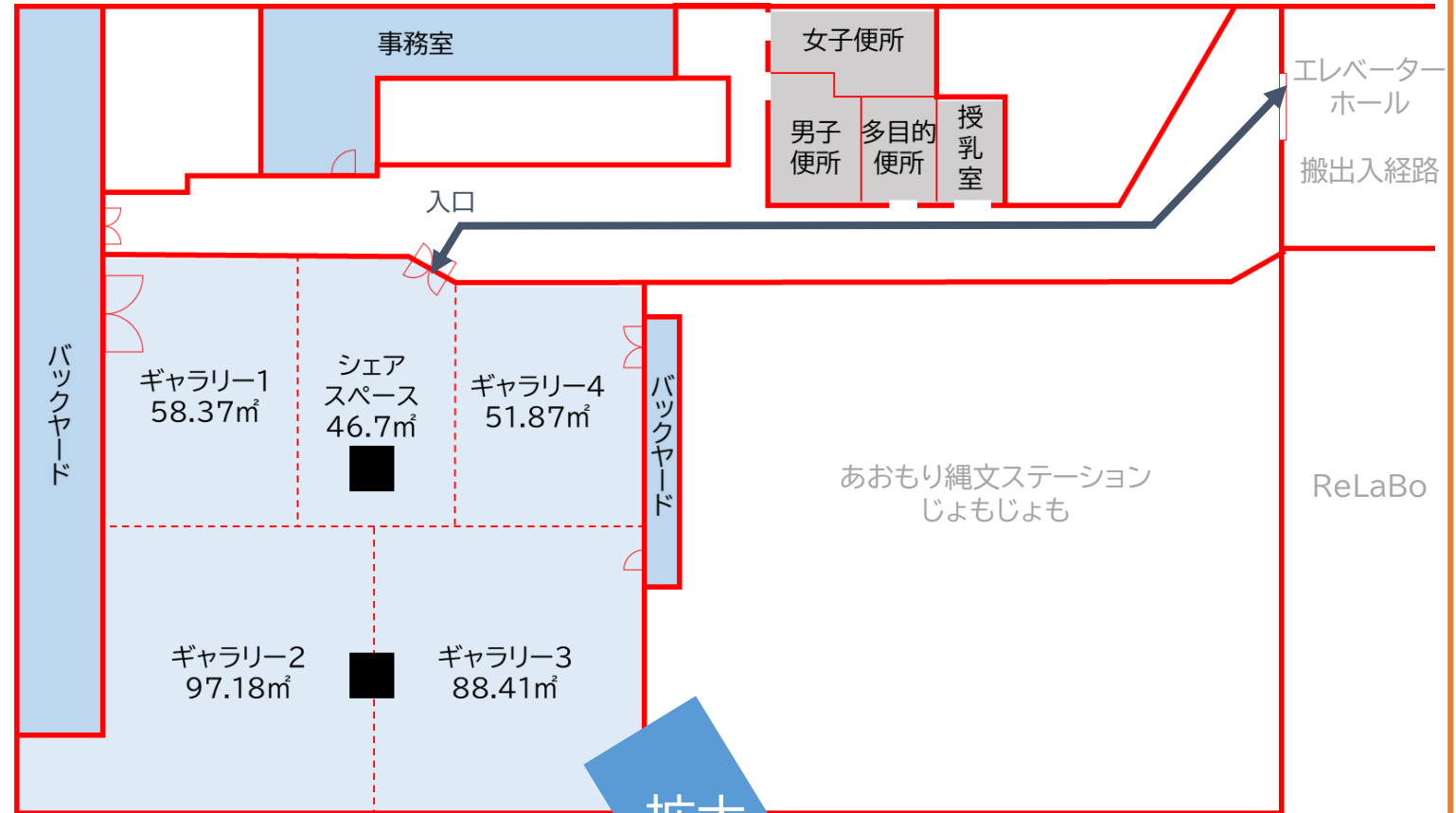
- ・毎月第三月曜日(祝日の場合は翌火曜日)
- ・年末年始(12/29~翌年1/3)

○各室情報

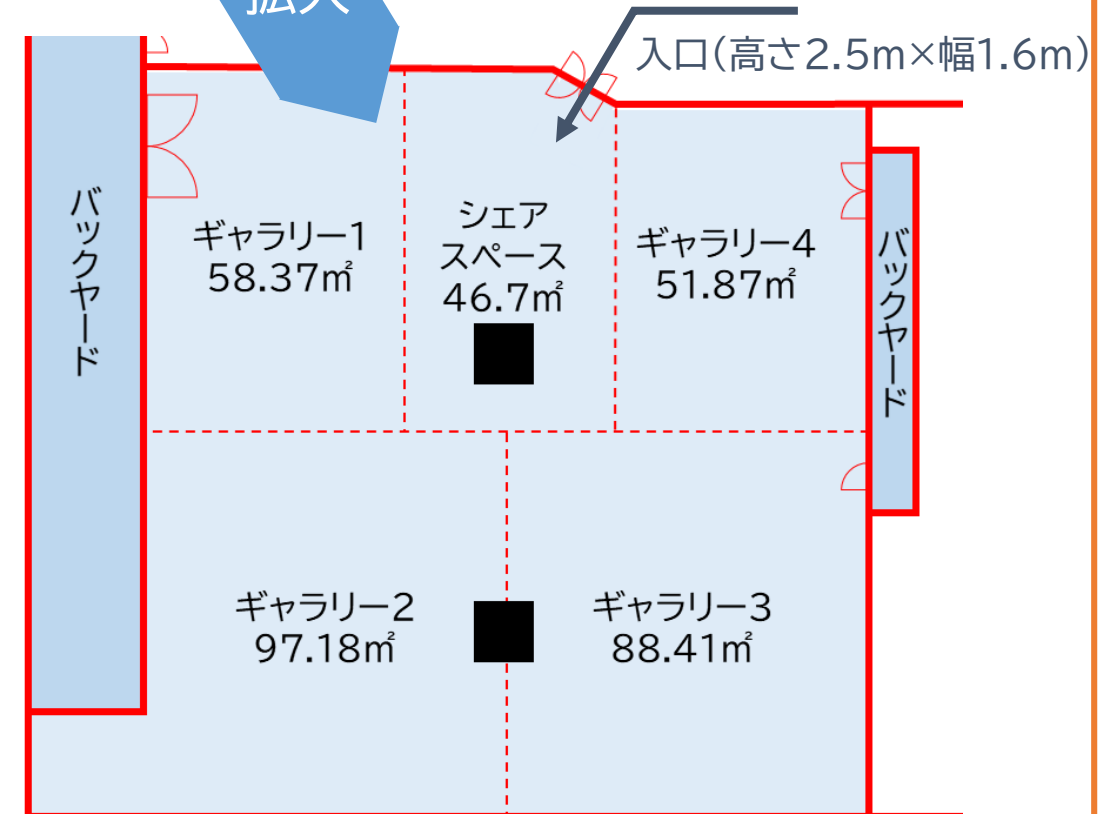
- ・ギャラリー(最大4区分+シェアスペース)
- ・事務室
- ・男女トイレ、多目的トイレ、授乳室 等

○その他

- ・来場者用エレベーター2基
- ・作品搬出入用エレベーターは別途設置
積載荷重:1.5t
入口:高さ2.1m×幅1.2m
内部:高さ2.3m×幅1.5m×奥行1.8m



拡大



(3)ギャラリー概要

室名	面積 (柱含む)	壁面長 (可動壁含む)	高さ
ギャラリー1	58.37m ²	約31m	3m
ギャラリー2	97.18m ²	約44m	3m
ギャラリー3	88.41m ²	約38m	3m
ギャラリー4	51.87m ²	約29m	3m
シェアスペース	46.7m ²	約26m	3m

- ・各ギャラリー仕切りは可動壁(点線)で、取り外しできます。
- ・壁面及び可動壁にはピクチャーレールを設置しています。

協同組合タッケン美術展示館(青森市民美術展示館)の使用申込について

2 貸出条件

(1) 展示物の制限等について(※旧市民美術展示館と同様となります。)

○展示作品の範囲

・絵画、彫刻、書道、写真、華道、デザイン、工芸及び手芸等に類するもの

○作品の容積

・施設備品などに汚損、き損を与えない程度の運搬可能な範囲とし、その重量は、床面積1平方メートル当たり200kg以下

○展示できない作品

- ①天井から直接吊り下げる作品又は飾り付け ②不快音、高温を発する仕掛けのある作品 ③悪臭を発するもの、火を使用するもの、
④不快感を与えたり、汚染するおそれがあると認められる作品 ⑤施設備品を傷つけたり、汚染するおそれがあると認められる作品、
⑥陳列区画が明確でないため、管理上支障がある作品 ⑦その他、美術展示館として不相当と判断した作品

(2) 利用料金及び附属備品等利用料金について

○利用料金(※シェアスペースは、他のギャラリーを全て借りる場合に限り、使用できます。)

室名	利用料金(1日当たり)			
	展示品を販売しない場合		展示品を販売する場合	
	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合	観覧料を徴収しない場合	観覧料を徴収する場合
ギャラリー1	2,450円	3,200円	6,410円	8,030円
ギャラリー2	4,080円	5,340円	10,680円	13,380円
ギャラリー3	3,720円	4,870円	9,740円	12,200円
ギャラリー4	2,180円	2,850円	5,710円	7,150円
シェアスペース	1,960円	2,560円	5,130円	6,420円

○附属備品等利用料金

・ギャラリーに設置する以下の機器を使用する場合及びギャラリー内で電気機器を持ち込み使用する場合は、利用料金を徴収します。

品名	附属備品等利用料金
ピアノ (自動演奏機能付き)	(1時間当たり) 150円
プロジェクター	(1時間当たり) 730円
スクリーン	(1時間当たり) 290円
持込器具電源使用料	(1日当たり) 120円

(3) その他備品等について

- ・キャスター付展示パネル、展示台等、(2)に掲げる以外の備品については、無料で使用できます。使用希望数量については、事務室にご相談ください。
- ・キャスター付展示パネル及び可動壁使用時は、ピクチャーレールをご利用下さい。(1面当たり吊過重15kgまで、可動壁利用時は1面当たり50kgまで)
- ・目立たないピンの使用は可能ですが、釘の使用は禁止します。その他使用跡が目立つ形で備品等を使用された場合は、原状回復をお願いする場合があります。

【その他備品等】

- ・折り畳みテーブル(30台)
- ・キャスター付き展示パネル
(W1200×H2050:48台、W800×H2050:9台)
- ・折り畳み展示台
(W600×D600×H900:4台、W600×D600×H200:4台、
W900×D900×H900:4台)
- ・パイプ椅子(60脚)

3 申込方法

(1)申込み先

- ・協同組合タッケン美術展示館(青森市民美術展示館)(問い合わせ先:017-773-1770)

(2)申込み手続き

- ・使用月の12か月前の月の初日(通常は1日、年始は4日)から申請を受け付けます。
- ・申請日初日(使用月の12か月前の月の初日)に、利用申請が重複した場合は抽選を行いますので、当日午前10時までに事務室前にお集まりください。
- ・抽選実施後の申込みについては先着順となりますので、電話等で空き状況を確認の上、許可申請書を提出してください。

(3)貸出単位

- ・ギャラリー1から4まで及びシェアスペースについて、1日ごとに貸し出します(※シェアスペースは、他のギャラリーを全て借りる場合に限り、使用できます)。
- ・原則として、引き続き7日を超える使用はできません。

(4)利用料金の支払について

- ・指定管理者にお支払ください。

(5)その他の事項

- ・ギャラリーは開館時間内に確認ができますので、事務室までお越しください。
- ・ギャラリーについて使用許可書を発行した後に使用しないこととなった場合は、取り止め届を提出してください。
- ・利用料金の減免対象となる場合は、併せて減免申請手続きを行ってください。
- ・施設入口インフォメーションサイネージ(65インチ)に、施設を使用される際の催事を告知するための静止画・動画を掲出できます。希望されるかたは事務室に条件等をご確認ください。